

自動体外式除細動器（AED）貸出承認・不承認通知書

年 月 日

様

福 山 市 長
（危機管理防災課）

先に申請がありました自動体外式除細動器（AED）の貸出しについて、次のとおり決定します。

承認	不承認
----	-----

[承認の場合]

貸出台数	台
貸出日	年 月 日（ ）
返却予定日	年 月 日（ ）
使用場所	

(使用上の注意事項)

- 1 使用者は、AEDを常に良好な状態で管理し、使用しなければならない。
- 2 使用者は、AEDを目的以外に使用してはならない。
- 3 使用者は、AEDを転貸し、又は譲渡してはならない。
- 4 使用者は、AEDを紛失、破損等させたときは、これを賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときはこの限りでない。

* AEDの貸出し時には、本通知書を持参してください。

* 紛失・破損等があった場合は、直ちに危機管理防災課（TEL：928-1228）に連絡するとともに、返却時には、「自動体外式除細動器（AED）使用実績報告書」（様式第3号）と併せて、「自動体外式除細動器（AED）破損等報告書」（様式第4号）を提出してください。

[不承認の場合]

理由	
----	--